



第324号 平成17年7月1日  
発行所 京都市学校医会  
京都市中京区間之町通竹屋町下ル  
楠町601-1 こどもみらい館 2階  
TEL (075) 256-0351  
FAX (075) 241-3568  
発行人 長村吉朗

## 京都府医師会指定学校医制度の実施決定

会長 長村吉朗

この度、京都府医師会指定学校医制度（以下指定学校医と記載）の実施が決定され、7/15号の京都医報に於いてその内容が発表されました。会員各位におかれましては既にその内容を注意深くお読みになったことと存じますが、この制度に対して学校医会が今後どの様に対応していくつもりであるのかをご報告申し上げ、それに対する御意見を求めるものであります。私個人の意見は別として、制度が実施されます以上会員にとって意義のあるものとしていかなければならないと考えておりますので、今後予定されております支部会等の機会を通じてこの制度の実施にいたる検討経過やその意義などを説明していきたいと考えておりますが、よりよい制度とするための建設的な意見を求めます。以下に京都府医師会指定学校医制度の実施要項を掲載いたします。

### 京都府医師会指定学校医制度

#### 1. 目的

近年の急激な社会環境や生活様式の変化により、児童生徒の心身の健康問題は多様化し、深刻化している。それに伴い、学校医の職務も多岐にわたり、従来の保健管理に加えて健康教育への積極的な参画も求められている。

京都府医師会ではこのような時代の変化に対応した学校医活動を推進するため、学校医の職務の遂行、資質の向上を目的として、京都府医師会指定学校医（以下、「府医指定学校医」という。）制度を設置する。

#### 2. 新規申請

##### 1) 資格

京都府医師会員のうち新任学校医研修1単位を履修し、府医指定学校医の申請を行った学校医を府医指定学校医とする。

##### 2) 移行措置

2006年3月末時点で学校医である医師は新任学校医研修の履修を必要としない。

##### 3) 手続き

新任学校医研修1単位を履修した学校医は「府医指定学校医申請書」（様式1）に必要事項を記載し、京都府医師会に提出する。

#### 3. 更新申請

##### 1) 資格

府医指定学校医で3年間で3単位以上の研修（必須学校医研修を含む）を履修した学校医とする。

但し、指定後更新までの期間が3年に満たない場合は1年間あたり1単位以上の研修（必須学校医研修

を含む）を履修した学校医とする。

## 2) 更新期間

指定は3年毎に一斉に更新するものとし、自己申告とする。更新期間は4月1日～5月31日とする。

## 3) 手続き

更新を希望する府医指定学校医は、京都府医師会から配付される「府医指定学校医更新申請書」（様式1）に必要事項を記載し、更新期間内に京都府医師会へ提出する。但し、地区医師会、京都市学校医会等でまとめて京都府医師会へ提出することができる。

## 4. 再指定申請

### 1) 資格

- ・元府医指定学校医で更新申請の条件を満たさなかった学校医のうち次回一斉更新までに3年間3単位以上の研修（必須学校医研修を含む）を履修した学校医とする。

- ・元府医指定学校医で復職した学校医のうち次回一斉更新までに復職後1年間で1単位以上の研修（必須学校医研修会を含む）を履修した学校医とする。

### 2) 申請期間

申請期間は一斉更新年の4月1日～5月31日とする。

### 3) 手続き

再指定を希望する学校医は、「府医指定学校医再指定申請書」（様式1）に必要事項を記載し、申請期間内に京都府医師会へ提出する。但し、地区医師会、京都市学校医会等で更新申請とまとめて京都府医師会へ提出することができる。

## 5. 研修単位

下記に示す学校保健に関する研修の1受講等を1単位として研修単位が算定される。

但し、学校保健に関する研究発表をした場合は1単位追加される。

### 1) 必須学校医研修

- ・新任学校医研修会（新規申請の場合）
- ・府医学校保健委員会で重要と判断した研修会等（更新・再指定申請の場合）

### 2) 学校保健研修

- ・府医主催学校医研修会
- ・京都市学校医会主催研修会
- ・京都市学校医会総会・支部会等の研修会
- ・京都府眼科学校医会主催研修会
- ・京都府耳鼻咽喉科学校医会主催研修会
- ・日医学校医研修会
- ・近医連学校医研究協議会総会
- ・全国学校保健・学校医大会
- ・十四大都市医師会学校保健協議会
- ・近畿学校保健連絡協議会
- ・学校保健研究大会・協議大会・研究発表会等

### 3) 学校保健委員会・学校保健会議への出席

### 4) 健康教育活動

### 5) その他 府医学校保健委員会が単位として認めた研修会等研修単位として指定を希望する場合は、

1ヶ月前までに申請書（様式2）を京都府医師会へ提出する。

#### 6. 資格喪失

- 1) 更新申請がない場合。
- 2) 更新の条件を満たさない場合。
- 3) 学校医解職の場合。

#### 7. 審査（新規・更新・再指定）

府医指定学校医の指定は、京都府医師会理事会の議を経て京都府医師会長の承認を得るものとする。

#### 8. 情報の取り扱い

本制度で得た個人情報は府医指定学校医の指定審査以外には利用しない。

府医指定学校医の指定の有無は、地区医師会、眼科医会、耳鼻科医会、京都市学校医会に提供される。

以上が指定学校医制度の実施要項ですが、これにつき補足説明をいたします。まず、京都市学校医会の会員の先生方は拒否をされない限り平成18年4月に全員が京都府医師会指定学校医となります。申請等の必要はなく京都府医師会の会員であり京都市学校医会の名簿に名前が掲載されている先生方に関しては学校医会より自動的に登録を行います。また、京都府医師会との話し合いに於いて教育大学附属校の学校医や私立学校の学校医に対しましても学校医会に申し出があれば学校医会がその登録を行うことが認められており、既に学校医として活動をおられる先生方には指定学校医の名称が与えられますので、学校医会として承知している先生方にはご連絡申し上げるつもりではありますが、会員の皆様がご存じの私立学校の校医をなさっている方がございましたら、この制度の説明と学校医会への登録を進めていただければ幸いです。なお、昨年度以降学校医になられた先生方の中で新任学校医研修を受けておられない先生に、講習を受けていない場合指定されない可能性があると連絡いたしましたが、経過措置条項により全員指定されることとなりましたのでお詫び申し上げます。指定学校医の次の更新は3年後で、2009年4月1日全員が一斉更新となります。その際の申請も学校医会が一括して自動的に行うようにしたいと考えております。又その為の更新単位の取得状況も把握できうる限り学校医会が積算していくと考えております。すなわち、指定学校医実施要項の5. 研修単位の項の1) の必須学校医研修、2) 学校医研修、3) 学校保健委員会の出席に関しては学校医会が自動的に単位の把握を行います。また、5) のその他府医学校保健委員会が単位として認めた研修会等に関しましても出来うる限りの把握に努めたいと考えておりますが、京都市学校医会の研修会となるよう学校医会に連絡していただければより確実に把握が出来るものと考えております。なお、4) 健康教育活動に関しては把握が困難ですので、該当する先生は学校医会までご連絡いただきますようお願い申し上げます。これらの単位を3年間で3単位以上取得された先生方は特に申し出により辞退されない限り自動的に更新申請を学校医会が行います。これは教育大学附属校の学校医や私立学校の学校医につきましても学校医会に登録された方は同様に実施していきたいと考えております。また京都市内の眼科学校医、耳鼻科学校医の先生方に関しましても、専門医会の同意を得ましたので内科校医と同様に学校医会による研修単位の記録と自動更新申請を行っていきたいと考えております。指定学校医制度が出来た以上、この制度がよりよいものとなるべく努力していきたいと考えておりますので繰り返しになりますが、ご意見等ございましたら遠慮無くご連絡いただきますようお願い申し上げます。

## 小学校校長会との懇談会

福西小学校医 奥村正治

小学校校長会と学校医会執行部との懇談会が6月18日（土）に高月にて開かれました。校長先生5名、教育委員会2名、学校医会7名の計14名の集いとなり、長村会長より次年度からの京都府医師会指定学校医制度の発足という議題から話が始まりました。小学校の先生方は当然初耳で、この点何もご存知ではなく、説明も含めてお話し申し上げ、学校保健委員会に出席にて単位が取得出来る事も合わせて校長先生にお話し申し上げた。

注文というわけでないが、学校保健委員会には集まりやすい時間帯に会合をもっていただき様、要望お願いいたしました。ただ、週5日制に学校がなり、授業時間数の減少で、会に出席予定の先生のクラスの子供達は、自習の様な時間帯になる様なので、授業後の会合を学校側は希望されますが、こんどは医師の方が出席しにくくなるという事になり、中々い

い案は出てこない様であるが、どうぞこれからは今まで以上に学校保健委員会には校医の先生はじめ学校五師の先生方の御出席をお願いしたいものであります。

他にはアレルギーの問題で、特に喘息の子供達の給食後の5時間目の体育の問題や、食事制限のある子供達の給食の問題等が出ておりました。

健康管理医の問題にも少しふれ、この点は養護の先生の担当ではなく、校長先生直結の課題となる為、校医と校長先生の方でうまく運営される様希望が出ました。

特定の議題は今回ありませんでしたが、日頃の健康の話題も（先生方の）多々出ており、予定の時刻はアッという間に過ぎてしまいました。簡単ですが御報告とします。

## 京都市学校医会と教育委員会との協議会

副会長 平位喜七郎

### 5. その他

1は、大阪、奈良について京都府でも平成19年度から学校医の職務の遂行、資質の向上を目的として指定学校医制度が導入されることが報告され、京都市学校医が取り組んでいる諸行事に参加されることにより、研修単位が取得できることが報告されました。

2は、日医が学校の児童生徒の直面している「こころの問題」、「性の問題」、「スポーツ障害やケガの問題」、「アトピー性皮膚炎の問題」等に対応すべく、既存3科（内科、眼科、耳鼻科）では対応が困難として、平成15年度より千葉、神奈川、大阪で精神科、産婦人科、整形外科、皮膚科の4科による専門相談医のモデル事業を立ち上げ、京都でも平成16年度より5地域で相談事業が行われた結果が報告されました。

平成17年7月2日、レストラン祇園おくむらで、上記の協議会が開催され、貴重な意見が交わされましたので、ご報告させていただきます。

<出席者>

教育委員会 門川教育長、森原室長、横山課長、  
金安係長

京都市学校委員会 長村会長、奥村副会長、  
平位副会長、林専務理事、  
浅山眼科医会会长、星谷耳  
鼻咽喉科医会理事

<協議事項>

1. 指定学校医制度について
2. 学校・地域保健連携推進事業について
3. 予防接種の推進への協力（実態把握と周知）
4. 結核健康診断（ツベルクリン反応検査）

た。

3は、京都市学校医会感染症研究班の成果ですが、麻疹、風疹の小学校就学前のワクチン接種率が90%に達していない現状が報告され、いまだに小流行を繰り返す実態への取り組みが話し合われました。

4は、平成17年度結核感染が疑われる児童生徒の

ツ反応検査の実施担当医の確認がされました。

5では、平成16年度の学校検尿の成果と意義、個人情報保護条例と学校医の取り組み、コンタクトレンズの正しい選択について、学校健診時の担任教師の協力等が協議されました。

## 産業医研修のお知らせ

京都市学校医会では京都府医師会と共に、本年度も産業医研修を行う予定です。研修は学校医の職務に関するもので、給食設備の職場巡回の見学を予定しています。施設の性格上参加は学校医のみとし、いずれも1会場3名程度で、時間は約1時間、実地研修1単位が取得できます。複数会場の参加も可能ですが先着順を原則といたしますので、ご希望の先生方は学校医会事務局（TEL. 256-0351、FAX. 241-3568）までご連絡ください。

会 場	地 区	日 程	時 間
西野小	山科	9月 5日(月)	2:30~3:30
市原野小	左京	9月 7日(水)	2:30~3:30
音羽川小	山科	9月 9日(金)	2:30~3:30
大原小	左京	9月14日(水)	2:30~3:30
大野原小	西京	9月21日(水)	2:30~3:30
柊野小	北	9月26日(月)	3:00~4:00
静原小	左京	10月 5日(水)	3:00~4:00
葵小	左京	10月 7日(金)	3:00~4:00
第四錦林小	左京	10月12日(水)	2:30~3:30
八瀬小	左京	10月21日(金)	3:00~4:00

なお、本年度は給食施設の建設時期の都合上、左京区に会場が集中いたしました。ご理解いただき、多くの参加を期待いたします。

## 第3回 常任理事会

平成17年7月2日

於 事務局

出席者 長村会長、奥村・平位副会長、林専務理事、  
井上、竹内、東道、各常任理事、星谷耳鼻  
咽喉科医会理事、新井眼科学校医会副会長

### ・会長挨拶

### <報告事項>

1. 京都府歯科保健文化賞表彰式 6/5 (長村)  
子ども、親、学校に対する優良な歯の衛生表彰式
2. 100周年記念誌委員会 6/7 (長村)  
年表作製の準備をすすめる
3. 精神衛生研究会 6/9 (平位)  
8名の参加
4. 色覚相談 6/14・21・28 (新井)  
1名、2名、2名の計5名の相談
5. 心臓相談 6/15 (林)  
PVCの2名、E可の指導
6. 結核対策委員会 6/16 (井上)  
要精検者を選定(昨年並の人数)
7. 小学校長との懇談会 6/18 (長村)  
今月号参照
8. 府医療推進協議会イベント 6/19 (奥村)  
長村、奥村の出務
9. アレルギー疾患相談 6/22 (中野)
10. 三師会 6/25 (長村)  
京都市学校保健会の三団体と、教育委員会との  
会合 (於 美濃幸)
11. その他

### <協議事項>

1. 定期結核健康診断ツ反検査実施について  
出務医師の調整
2. 給食調理員のメンタルヘルス研修について  
調理作業の変更に伴うメンタルヘルス研修会への  
講師を派遣(精神衛生研究班に依頼)
3. 市教委との懇談会について 7/2  
今月号参照
4. 中学校長会との懇談会について 7/9  
長村、奥村、平位、林、東道、星谷、浅山の出席  
(於 菊乃井)
5. その他  
個人情報保護法に対する校医としての対応につ  
いて

### <関連学会・各種協議>

1. 市教委との懇談会 7/2
2. 色覚相談 7/5、26
3. 心臓相談 7/6
4. 100周年記念誌委員会 7/8
5. 中学校長との懇談会 7/9
6. 精神衛生研究会 7/14
7. 近畿学校保健連絡協議会 7/14 長村出席  
奈良県主催
8. 腎臓相談 7/19
9. 右京支部会 7/23
10. 小学生水泳記録会 8/2 奥村出務
11. その他  
次回常任理事会 (全理事会) 8/6  
5:00 PM~ (於 くずし懐石縁)

